

研究提案書：福祉権力のリミタリアニズム — AIによる権利回復と社会的公正の実現に向けた学際的研究

1. 序論：研究の背景と問題提起

現代の福祉国家は、その理念とは裏腹に、構造的な制度疲労に直面している。特に、支援を必要とする人々と専門職との間に生まれるケア関係は、本来エンパワーメントをもたらすべきものであるが、潜在的な権力不均衡を内包しており、これが当事者の権利侵害や社会的孤立といった深刻なリスクを生み出す温床となっている。この問題は、科学における「再現性の危機」や、社会の原子化がもたらす「無敵の人」といった現象とも通底する、より広範な制度的信頼の失墜の一端をなす。本研究は、この構造的課題に対し、テクノロジーと政治哲学を架橋することで、公正で持続可能な福祉システムの理論的基盤を構築することを目指すものであり、喫緊の社会的危機への介入として戦略的に重要である。

この問題の深刻さは、具体的な実践記録にこそ現れる。S ケース（23 歳女性経営者、薬物・アルコール依存、PTSD 等を併発）への介入記録は、正規の支援制度がいかに機能不全に陥っているかを克明に示している。依存症センターは「専門機関として全て任せろ」と介入を独占しながら 1 ヶ月以上行動せず、保健所は「センターからの依頼がないと動けない」と応答を拒否し、市役所は管轄問題を理由に緊急対応を遅延させる。この「専門性の囮い込み」と「責任のたらい回し」は、制度が本来果たすべきセーフティネットとしての役割を放棄しているに等しい。

結果として、制度が担うべき負荷は、支援者個人と当事者本人に集中する。支援者は毎日の希死念慮への個人対応を余儀なくされ、最終的に脳出血で倒れ支援終結に至る。これは個人の失敗ではなく、属人的な善意とスキルに過度に依存した支援モデルが、支援者と当事者の双方にとって持続不可能であり、構造的に危険であることを示す悲劇的な証明である。本研究が取り組むべき中核的問題は、まさにこの、善意ある個人を疲弊させ、当事者を絶望させる制度的欠陥そのものである。

そこで本研究は、政治学者イングリッド・ロベインズ教授が提唱した「リミタリアニズム（上限主義）」を、経済領域から「福祉権力」という未開拓領域へと独創的に拡張することを目的とする。これにより、属的なスキルへの依存から脱却し、客観的データに基づき、権力行使の妥当性を検証可能にする、公正な支援システム（Service of Empowerment: SoE）の理論的基盤を構築する。

本セクションの議論を踏まえ、次章ではまず、リミタリアニズムに関する先行研究をレビューし、福祉領域における権力問題に関する既存のアプローチの限界を明らかにすることで、本研究の学術的な位置づけと独自性を明確にする。

2. 先行研究レビューと研究の独自性

2.1. 先行研究の概観

本研究の独自性を明らかにするためには、まず既存の研究が福祉領域における権力問題をどのように捉え、どのようなアプローチを試みてきたかを批判的に検討する必要がある。先行研究は、この問題の重要性を認識しつつも、主に記述的な分析に留まるか、あるいは特定のパラダイムに限定された解決策を提示する傾向があった。本レビューは、これらのアプローチの射程と限界を明らかにすることで、本研究が埋めるべき学術領域における決定的な「ギャップ」を特定し、その上で本研究の理論的貢献を位置づけるものである。

2.2. リミタリアニズムの射程と未開拓領域

イングリッド・ロベインズ教授のリミタリアニズムは、Fair Limits Project (2018-2022) の研究成果が示すように、その適用範囲を明確に経済的・生態学的領域に限定してきた。富、所得、炭素予算といった数量化可能で代替可能な資源の過剰な蓄積が、なぜ民主主義や基本的人権にとって脅威となるのかを論証することが、その中心的な射程であった。

ロベインズは、非物質的な財の剥奪が問題となりうることを「充足 (sufficiency)」の文脈で認めているが、過剰 (excess) を問題とするリミタリアニズムを福祉やケアといった非経済的領域に体系的に適用した研究は、広範な学術調査の結果、存在しないことが確認された。しかし、他の研究者による非経済領域への拡張の試みは存在する。例えば、Susan Erck は住宅 (housing) に、Karl Meyer は企業体 (corporate bodies) にリミタリアニズムを適用しており、理論拡張という行為自体の妥当性を示唆している。これらは、本研究の「福祉権力」への拡張が、大胆ではあるが、学術的潮流の中で論理的な次の一步であることを示している。とはいえ、この未開拓領域への挑戦は、新領域を開拓する「機会」と、根本的な「カテゴリー」であると批判される「リスク」の両方を内包するものであり、本研究はこの知的リスクを正面から引き受けるものである。

2.3. 関連概念の検討

本研究の理論構築にあたり、福祉権力に関する既存の概念を整理し、その貢献と境界を分析する。

- **フーコーの司牧権力：**ミシェル・フーコーが分析した司牧権力は、「被統治者の利益のために」行使され、ケアと監視を同時に実行する近代的権力の一形態である。個人の生活に関する個別化された知識に基づき、日常生活に介入するこの権力形態は、本研究が対象とする福祉現場の権力関係を記述する上で、極めて重要な概念的先駆者と言える。しかし、フーコーの分析はあくまで記述的であ

り、権力がどのように作動するかを解明するに留まる。彼は、その権力行使に規範的な「上限」を設けるべきか、また、それが可能かという問い合わせていない。この点が、記述的分析から規範的・実践的モデルの構築を目指す本研究との決定的な差異である。

- **パターナリズム測定：**近年、ケア文脈における権力関係を実証的に捉えようとする試みが現れている。その代表例が、Fernández-Ballesteros らが 2019 年に開発した PACA 尺度 (Paternalist/Autonomist Care Assessment) である。これは、ケア文脈におけるパターナリズムを心理測定学的に測定する初の妥当化された尺度であり、「測定ツールが欠けている」という本研究の直観を裏付けるものである。さらに、パターナリストイックな行動と自律主義的な行動が単純な二項対立ではなく「ある程度共存する」という知見は、権力関係を単純化しすぎることへの重要な警鐘となる。
- **障害学と支援付き意思決定：**障害者権利運動から生まれたジェームズ・チャーレットンの原則「私たちなしに私たちのことを決めるな (Nothing about us without us)」は、当事者主権の理念を力強く表明するものである。この理念は、障害者権利条約 (CRPD) 第 12 条が保障する「法律の前に等しく認められる権利」と、その実践としての「支援付き意思決定」パラダイムに結実している。これらのアプローチは、権力の非対称性に対する応答として、支援者側に「第三者による上限設定」を課すのではなく、当事者側の「自己決定の最大化」を志向する。この原則は本研究が尊重すべき絶対的な基盤であり、SoE フレームワークが、いかにしてこの自己決定の最大化を支援し、同時に権力の濫用を防ぐ上限設定と両立しうるのか、という重要な課題を提示している。

2.4. 本研究の独自性と位置づけ

以上の先行研究レビューを通じて、本研究が依拠すべき知見と、乗り越えるべき課題が明らかになった。本研究は、以下の 3 つの領域において、明確な学術的独自性を持つ。

1. **リミタリアニズムの福祉権力への拡張：**政治哲学の最先端の議論を、これまで体系的に適用されてこなかった福祉・ケアの領域へと拡張する、世界初の試みである。
2. **ケアの複式簿記メタファー：**支援介入に伴う権力行使のコスト（依存の創出）を可視化する、全く新しい概念的ツールを提案する。
3. **リミタリアニズム実装としての Constitutional AI：**権力の上限設定という哲学的理念を、AI 技術を用いて実践的に実装する具体的な方法論を提示する。

これらの disparate な領域を架橋する決定的なギャップを特定した今、次章ではこれらの独創的な概念を統合し、これまで概説してきた制度的機能不全に対する直接的か

つ測定可能な応答を提供する、新たな理論的枠組みを構築する。

3. 理論的枠組み：福祉権力リミタリアニズムと双極的社会損モデル

3.1. 理論的枠組みの概説

本研究の核心には、福祉における権力と権利の極端な不均衡が、社会契約からの離脱を促し、社会秩序を上下両端から同時に崩壊させる「病原体」として機能するという論点がある。富（あるいは権力や権利）の過剰な集中は頂点において傲慢（ヒュブリス）を、極端な欠如は底辺において無規範（アノミー）を生み出す。この「富の偏重による双極的社会損モデル」は、これまで別個の社会病理とされてきた現象（例：エリート層の腐敗と「無敵の人」による無差別暴力）を、単一の構造的欠陥から生じる対称的な結果として捉え直すものであり、本研究全体の理論的バックボーンを形成する。

3.2. 福祉権力リミタリアニズムの定義

経済的リミタリアニズムを正当化するロベインズの主要な議論、すなわち「民主主義的議論（富の集中が政治的平等を損なう）」と「満たされないニーズの議論（余剰な富は基本的人権の充足に充てられるべき）」は、そのままケア文脈には適用できない。したがって、福祉権力に上限を設けることの正当性は、福祉権力に特化した独立した論証を必要とする。本研究では、経済的リミタリアニズムの議論に対応する、福祉権力版の論点を以下のように構築する。

- **民主主義的議論の類似物：**集中した福祉権力は、当事者が自己の生活に影響を与える決定へ参加する権利（CRPD 第 12 条が保障する、いわば「生の民主主義」）を侵害するのではないか。過剰な権力は、当事者の「声（Voice）」を奪い、支援関係を非民主的な支配従属関係に変質させるリスクを内包している。
- **満たされないニーズの議論の類似物：**過剰な福祉権力、すなわち「当事者が自ら行使しうる決定権を支援者が代行すること」は、当事者の「自律性」という極めて重要な資源の無駄遣いではないか。この「余剰な権力」は、当事者の自己決定能力として「再分配」されるべきであり、その放置は当事者の「自律性へのニーズ」を満たさない状態を生み出している。

3.3. 双極的認知歪曲：ヒュブリス因子とアノミー因子

本モデルは、富や権力の分布の両極において、あたかも鏡像のように対称的な認知の歪みが生じると仮定する。頂点では、権力によって「自分はルールを超越できる」という全能感（ヒュブリス）が、底辺では、権利剥奪によって「自分にはルールが適用されない」という絶望（アノミー）が、それぞれ社会契約からの離脱を正当化する。ヒュブリス因子は、D. Keltner の研究が示すように、権力が神経学的にミラーニュー

ロンシステムを抑制し、他者への共感を減衰させるという科学的基盤を持つ。これにより「自分は特別である」という認知が生まれ、ルール違反を正当化する。対照的に、アノミー因子は、T. Hirschi が提唱した 4 つの社会的絆（愛着 attachment、投資 commitment、巻き込み involvement、信念 belief）の壊滅的な断絶によって生じる。これにより社会規範は拘束力を失い、社会への攻撃が合理的な選択肢となりうる。

項目	ヒュブリス因子 (Hubris Factor)	アノミー因子 (Anomie Factor)
位置	富（権力）の分布の頂点	富（権利）の分布の底辺
状態	「自分は法や規範の例外である」	「社会の法や規範が自分に適用されない」
認知	権力により共感機能が抑制され、全能感を抱く。	社会的絆の断絶により、規範が拘束力を失う。
論理	1. 成功は能力の証明 2. 能力者は特別 3. 一般ルールは適用外 4. 規則違反の正当化	1. 社会から何も得ていない 2. 社会契約の外にいる 3. 罰を恐れない 4. 社会への攻撃が合理的選択になる
結果	搾取、権力の私物化（上からの混沌）	無差別暴力、拡大自殺（下からの混沌）
理論	D. Owen 「ヒュブリス症候群」 D. Keltner 「権力のパラドックス」	E. Durkheim 「アノミー」 T. Hirschi 「社会的絆理論」 R. Agnew 「一般緊張理論」

3.4. 実践的実装：Constitutional AI とケアの会計メタファー

Service of Empowerment (SoE) フレームワークは、この双極的社会損モデルに対する具体的な介入策として設計される。本研究は、Anthropic 社などが提唱する Constitutional AI を、Gilad Abiri らが論じる「デジタル立憲主義」という、より広範なアルゴリズム権力を制約する学術的潮流の中に位置づける。

- 床を上げる（アノミー因子への介入）：アノミー因子の根源には、権利を剥奪され「失うものが何もない」という絶望がある。これに対し、SoE は Input Constitutional AI を導入する。これは、支援記録を入力する段階で、憲法や人権条約（例：CRPD）に定められた基本的人権の原則を組み込み、スティグマや偏見が記録に混入することを防ぐ。客観的データに基づいて、これまで「自己責任」として見過ごされてきた困難を、社会によって侵害された「失われた資産」として可視化することで、当事者の希望を再生し、社会契約への再参入を促す。
- 天井を設ける（ヒュブリス因子への介入）：ヒュブリス因子は、権力行使のコストが見えなくなることで増殖する。これに対し、SoE は**「ケアの複式簿記メタファー」**を導入する。これは、全ての支援介入を両面から記録する考え方

方である。例えば、支援者が当事者のために決定を下すという介入は、「貸方（直面する問題の解決）」として記録されると同時に、「借方（当事者が自己決定能力行使する機会の喪失）」としても記録される。これにより、権力行使に伴うトレードオフが可視化され、支援者の全能感を抑制し、説明責任を果たす文化を醸成する。

この理論的枠組みは、福祉現場における権力と権利の不均衡という抽象的な問題を、測定可能で介入可能な対象へと転換する。次章では、この枠組みに基づき、本研究が達成を目指す具体的な目的を提示する。

4. 研究目的とリサーチクエスチョン

4.1. 研究目的の提示

本研究は、単なる理論的探求に留まるものではない。その最終的なゴールは、福祉現場における構造的な権力問題に対し、理論的に堅牢で、経験的に検証可能、かつ実践的に応用可能な解決策のモデルを提示することにある。研究の射程は、**理論構築**（なぜ福祉権力に上限が必要か）、**実証**（権力集中は実際に認知を歪ませるか）、そして**社会実装**（AIを用いた介入は可能か）という3つの階層にわたるものである。

4.2. 具体的目的

本研究が達成を目指す具体的な目的は、以下の3点である。

1. **理論の精緻化**: 「福祉権力リミタリアニズム」と「双極的社会損モデル」の理論的枠組みを、政治哲学、社会学、心理学の知見を統合して精緻化し、学術的に堅牢なモデルを構築する。
2. **経験的検証**: 提案された理論モデル（特に、福祉権力の集中と、支援者・当事者双方の認知歪曲との相関）が、実際のケア現場で観察される事象を説明しうるか、事例研究とパイロット調査を通じて経験的に検証する。
3. **介入モデルの設計**: SoEフレームワークに基づき、Constitutional AIを活用した具体的な介入プロトタイプ（支援記録システム）を設計し、その実装可能性と倫理的課題を特定する。

4.3. リサーチクエスチョン

上記の目的を達成するために、本研究は以下の中心的な問い合わせ（リサーチクエスチョン）に答えることを目指す。

- **RQ1:** 福祉権力の集中は、支援者側（ヒュブリス因子）と当事者側（アノミー因子）に、理論モデルが予測するような認知・行動上の歪みを実際に生じさせるか？
- **RQ2:** 「ケアの複式簿記メタファー」は、福祉現場における権力関係を可視化

し、支援者の自己認識に変容を促す上で有効なヒューリスティックツールとなりうるか？

- RQ3: Input Constitutional AI は、当事者のデータ主権を保障し、客観的で検証可能な支援記録を生成するための技術的基盤として、倫理的かつ実践的に実装可能か？

これらの問い合わせに答えるため、次章では具体的な研究計画と方法論を詳述する。

5. 研究計画と方法論

5.1. 研究デザインの概説

本研究は、抽象的な理論構築から具体的な介入モデルの設計、そしてその経験的検証までをスコープに収める野心的な試みである。この多層的なリサーチクエスチョンに答えるため、単一の方法論では不十分である。したがって、本研究では、質的研究と定量的研究を戦略的に組み合わせた**混合研究法（Mixed Methods Research）**を採用する。各フェーズは、後続フェーズの基盤を築く上で不可欠な戦略的役割を担っており、理論、測定、実践の3つの領域を往還しながら、知見を螺旋的に深化させていく。

5.2. 研究フェーズ

研究計画は、以下の3つのフェーズに分けて実施する。

- フェーズ1：理論構築と事例分析（1年目）
 - 目的：理論的枠組み（福祉権力リミタリアニズム、双極的社会損モデル）を精緻化し、それが現実の事象を説明する上での適用可能性を探る。
 - 手法：政治哲学、社会学、AI倫理に関する文献研究に加え、本提案書の冒頭で引用したSケースのような既存の実践記録や、公表されている様々な事例報告を対象とした質的ドキュメント分析を行う。これにより、理論モデルの構成要素（制度的機能不全、権力集中、ヒュブリス因子・アノミー因子の兆候など）を、現実の文脈の中に具体的にマッピングし、理論の記述的妥当性を高める。
- フェーズ2：測定尺度の開発とパイロット調査（2年目）
 - 目的：フェーズ1の知見に基づき、「福祉権力」と「双極的認知歪曲」を測定するための質問紙尺度（プロトタイプ）を開発し、その信頼性・妥当性を検証するための小規模なパイロット調査を実施する。
 - 手法：PACA尺度等の先行研究を参考に質問項目を作成。福祉専門職と障害当事者へのインタビューを通じて内容的妥当性を検討後、N=50程度のサンプル（福祉専門職および支援を受けている当事者）を対象に予

備調査を実施する。データ分析においては、GRIM テスト等の手法を用いて報告される平均値の数学的な整合性をチェックし、データの健全性を確保することで、研究プロセス全体の透明性を担保する。

- **フェーズ 3：介入プロトタイプの設計と評価（3年目）**

- **目的：** SoE フレームワークに基づき、Input Constitutional AI を用いた支援記録システムのプロトタイプを設計し、そのユーザビリティ（使いやすさ）と倫理的受容性を評価する。
- **手法：** 「私たちなしに私たちのことを決めるな」という障害学の基本原則を研究プロセス自体に内蔵するため、障害当事者、支援専門職、AI 倫理専門家を交えた協働設計（Co-design）ワークショップを複数回実施する。これにより、当事者の視点やニーズが設計の根幹に反映されることを保証する。作成したプロトタイプを用いて、少人数の参加者によるユーザビリティテストを行い、インターフェースの課題や倫理的な懸念点を抽出・分析する。

この研究計画を着実に遂行することで、本研究は学術的領域と社会実践の両面において大きな貢献を果たすことが期待される。次章では、その具体的な貢献内容と期待される成果について論じる。

6. 研究の貢献と期待される成果

6.1. 貢献の全体像

本研究は、単なる知的好奇心に基づく理論的探求に留まるものではない。その核心には、現代福祉社会が直面する喫緊の課題に対し、構造的かつ測定可能な解決策のモデルを提示するという強い実践的志向がある。本研究が成功裏に遂行された場合、その成果は学術界、政策決定、そして福祉の現場にまで及ぶ多大な戦略的価値を持つことが期待される。

6.2. 学術的貢献

本研究がもたらす学術的インパクトは、以下の 3 点に集約される。

- **リミタリアニズムの拡張：** 政治哲学におけるリミタリアニズムの射程を、これまで対象とされてこなかった非経済的領域である「福祉権力」へと拡張する。これは、富の分配だけでなく、ケアや支援といった関係性の中に存在する権力もまた、公正の観点から上限を問われるべきであるという、新たな研究領域を開拓するものである。
- **社会問題の構造的理解：** 「無敵の人」に代表される社会病理現象を、個人の資質や道徳の問題としてではなく、権力と権利の極端な不均衡がもたらす「双極

的社会損」として構造的に捉え直す、新たな分析視角を提供する。これにより、社会病理学や犯罪社会学に、マクロな社会構造とミクロな個人の認知を結びつける統合的モデルを貢献する。

- **AI倫理への貢献:** Anthropic社などが提唱する Constitutional AI の概念を、モデルの Output（出力）側だけでなく、データの Input（入力）側で実践的に応用する、世界初の社会実装モデルを提示する。これは、AIシステム設計の初期段階から人権原則を組み込むことの重要性を示すものであり、データ主権と人権保障に関する技術的・倫理的議論に実証的な基盤を提供する。

6.3. 社会的・実践的貢献

本研究の成果は、社会の様々なステークホルダーに対して、具体的かつ測定可能な便益をもたらすことが期待される。

ステークホルダー	期待される成果・貢献
政府・社会	法的義務の履行: CRPD 第 24 条（教育権）等の権利侵害を統計的に証明し、国家の責務を明確化。 経済的合理性: 社会保障費の構造的削減（SROI 29.4:1 の仮説検証）を実現。 公衆衛生上の便益: 「無敵の人」要因を減少させ、犯罪や精神疾患を予防する。
LLM開発企業	技術的価値: Input Constitutional AI の世界初の実装による技術的優位性の確立。 人材獲得: 教育機会の剥奪により埋もれたギフテッド人材を発掘し、DEI を実質化。 市場戦略: 「福祉×HR×AI」という未開拓市場を創出し、グローバル展開の足掛かりを築く。
一般企業	雇用の質的改善: 客観的データに基づくマッチングにより、障害者雇用のミスマッチと早期離職を防止。 リスク管理: 「本当のことを言わない」等の課題に構造的に対処し、労務リスクを低減。 生産性向上: 隠れた能力（ギフテッド）を発掘し、戦略的な人材活用を実現する。

これらの大きな貢献が期待される一方で、本研究のように革新的で、かつ脆弱な立場にある人々を対象とする研究の遂行にあたっては、複数の課題と倫理的配慮が不可欠である。次章では、それらの課題を誠実に取り上げ、研究の信頼性を担保するための方策を論じる。

7. 研究における課題と倫理的配慮

7.1. 課題への誠実な対応

革新的な研究には、常に潜在的なリスクと、健全な学術的批判が伴う。本研究のように、既存の理論的枠組みを拡張し、新しい技術を繊細な領域に適用しようとする試みは、特にその対象となる。これらの予見される課題や批判に予見的に、かつ誠実に対処することこそが、研究の信頼性を担保し、その社会的価値を最大化する上で不可欠である。本章では、本研究が直面しうる主要な課題を率直に認め、それらに対する具

体的な対応方針を明記する。

7.2. 予見される課題と批判

本研究の理論的枠組みは、その独創性ゆえに、複数の論理的・哲学的課題に直面する可能性がある。

- **自律性のパラドックス：**本研究は、当事者の自律性を守るために、支援者側に権力の上限（天井）を設けることを提案する。これは「パートナリズムを批判するために、メタレベルのパートナリズム（許容される権力行使の範囲を外部から定めること）を行ふ」という自己矛盾を孕んでいる。この課題に対し、本研究は（a）直接的な介入と、システムルールを設定するメタレベルの介入はカテゴリーが異なること、そして（b）その上限設定は、当事者自身を含む民主的な熟議プロセスを通じて決定されるべきであり、一方的な押し付けではないこと、という2点からその正当性を論じる。
- **測定の還元主義：**福祉権力のような複雑な関係性を数量化しようとする試みは、信頼、感情、文脈といった、数値に還元できない質的側面を捉えきれないというリスクを常に伴う。この批判を真摯に受け止め、本研究では定量的指標を「現象そのもの」ではなく、あくまで「現象を把握するための一つの代理指標」と位置づける。したがって、定量的データは常に当事者のナラティブ（語り）のような質的評価と併用され、両者を補完的に用いる方針を探る。
- **普遍主義と文化的固有性：**現在の理論モデルは、自律性を重視するリベラル個人主義的な価値観に依拠している可能性がある。この価値観が普遍的でないことは明らかであり、例えば儒教文化圏における「孝」や、アフリカの「Ubuntu倫理」が示す共同体的価値観とは緊張関係に立つ可能性がある。この課題に対し、本研究は当面、その価値観を共有する文脈に理論の適用範囲を限定するか、あるいはこれらの非西洋的価値観との対話を通じて、理論の普遍性と文化的多様性を両立させる道筋を積極的に探求する。
- **リバタリアン／ケア倫理からの批判：**「ケアにおける権威は富と異なり蓄積・移転不可能であり、リミタリアニズムの適用はカテゴリーエラーだ」「ケアは本質的に非対称的な関係性であり、それを数量化し上限を設けることは領域への侵害だ」といった、より根源的な批判も予見される。これらの批判に対し、本研究はSoEフレームワークを全てのケア関係に適用される普遍的な規範モデルとしてではなく、Sケースに見られるような、特定の制度的機能不全に対する処方箋として位置づけるアプローチを探求する。

7.3. 倫理的配慮

本研究は、薬物依存やトラウマなど、極めて脆弱な立場にある人々を対象とすること

から、最高水準の倫理的配慮が求められる。以下の原則を研究の全プロセスにおいて徹底することを宣言する。

- **協働設計の徹底：**「私たちなしに私たちのことを決めるな」という障害学の基本原則に基づき、研究の全フェーズ（計画、実施、評価）において、障害当事者の実質的な参加を確保する。当事者は研究の「対象」ではなく、研究と共に創り上げる「パートナー」である。
- **データ主権の保障：**Input Constitutional AI の設計において、当事者が自身のデータへのアクセス、修正、削除の権利を完全にコントロールできる技術的・制度的仕組みを最優先で実装する。データは当事者のものであり、その主権は絶対的に守られなければならない。
- **インフォームド・コンセント：**研究参加に伴う利益（エンパワーメントの可能性）とリスク（プライバシーに関する懸念等）について、平易な言葉と多様な形式（文書、口頭、図解など）を用いて丁寧に説明し、参加者がいつでも、いかなる理由でも不利益なく同意を撤回できる自由を保障する。

これらの課題と倫理的配慮に真摯に取り組むことこそが、本研究を単なる学術的演習から、真に当事者のための、価値ある社会的実践へと昇華させる鍵であると確信する。

8. 結論

本研究提案書は、現代福祉社会が抱える構造的課題、すなわちケア関係における権力不均衡に対し、「福祉権力のリミタリアニズム」という独創的な理論的枠組みを提示した。このアプローチは、制度的疲労が生み出す社会の両極（特権による腐敗と権利剥奪による絶望）の病理を、単一の構造から生じる対称的な現象として捉え直し、AI 技術を活用した具体的な介入モデルを設計する、極めて緊急性の高い学際的研究テーマである。

本研究は、イングリッド・ロベインズ教授が切り拓いたリミタリアニズムの議論を補完し、非経済的領域へと発展させることで、政治哲学に新たな地平を拓く。同時に、フーコーの権力論、障害学の当事者主権論、そして最先端の AI 倫理学を架橋することで、社会学、福祉実践、情報科学の各分野にまたがる学際的な貢献を果たすポテンシャルを持つ。理論の構築から実証的検証、そして社会実装モデルの設計までを貫く本研究計画は野心的ではあるが、その実現は、より公正で、より人間的な福祉社会の実現に向けた、確かな一步となることを確信する。本研究の遂行に向け、ここに強い意欲を表明する。